

新旧対照表

改正箇所

改正	現行	備考
<p style="text-align: center;">富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事に於いて、設計の意図を受注者に的確に伝えるとともに、工事施工上の留意点等を確認することにより、適正な工事施工の確保及び技術力の向上を図ることを目的とし試行する工事連携会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 工事連携会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議の実施を希望し発注機関の長が必要と認める工事とする。</p> <p>(1) 指定仮設を含む工事</p> <p>(2) 重要構造物（橋梁、トンネル、ボックス（内空断面積 25m²以上）、樋門・樋管（内空断面積 10m²以上）、擁壁（高さ 5 m以上）等）を含む工事</p> <p>(3) 新技術・新工法を活用する工事</p> <p>(4) 特殊工法を含む工事（補修・補強工事、法面工事等）</p> <p>(5) 前4号に掲げる工事のほか、特に重要な留意点等（構造物との取り合いを考慮した施工の検討が必要であること等）があると認められる工事</p> <p>(6) 工事の施工にあたり、設計施工条件を確認することが必要と認められる工事</p> <p>2 受注者から会議の実施の希望があった場合において、発注機関の長が会議の開催が必要ないと判断した場合は、工事打合簿にて開催しない理由を記載し、受注者に回答するものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第3条 発注機関の長は、第1条の目的を達するため、工事連携会議を主催する。</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等</p> <p>(2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等</p> <p>(3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等を実施した管理技術者等</p> <p>2 会議の庶務は、発注機関において処理する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、発注機関の長が必要と認めるときは、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とすることができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事に於いて、設計の意図を受注者に的確に伝えるとともに、工事施工上の留意点等を確認することにより、適正な工事施工の確保及び技術力の向上を図ることを目的とし試行する工事連携会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第2条 発注機関の長は、前条の目的を達するため、工事連携会議を主催する。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 工事連携会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議実施の理由を明記した工事打合簿により協議を行い、発注機関の長が必要と認める工事とする。</p> <p>(1) 指定仮設を含む工事</p> <p>(2) 重要構造物（橋梁、トンネル、ボックス（内空断面積 25m²以上）、樋門・樋管（内空断面積 10m²以上）、擁壁（高さ 5 m以上）等）を含む工事</p> <p>(3) 新技術・新工法を活用する工事</p> <p>(4) 特殊工法を含む工事（補修・補強工事、法面工事等）</p> <p>(5) 前4号に掲げる工事のほか、特に重要な留意点等（構造物との取り合いを考慮した施工の検討が必要であること等）があると認められる工事</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等</p> <p>(2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等</p> <p>(3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等を実施した管理技術者等</p> <p>2 会議の庶務は、発注機関において処理する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、発注機関の長が必要と認めるときは、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とすることができるものとする。</p>	<p>第2条と第3条の順序を入れ替え、語句の修正</p> <p>追加</p> <p>語句の修正</p>

<p>(開催時期及び議題)</p> <p>第5条 会議は、原則として受注者が対象工事を施工する前に開催する。</p> <p>2 会議の議題は、主として次に掲げる事項とする。なお、受注者は第2号に掲げる事項について、発注機関を通じて設計者に対し事前に伝えるものとする。</p> <p>(1) 発注機関 対象工事の事業目的、協議調整の状況、現地条件等、工事全般に関する事項</p> <p>(2) 受注者 対象工事の設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査の結果、仮設設計並びに新技術の提案等に関する事項</p> <p>(3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等の設計思想、条件等に関する事項</p> <p>3 発注機関の長は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、構成員により対象工事の現場確認を行うことができるものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。</p> <p>2 設計者が会議に出席するに当たり要した費用は、別途契約を締結のうえ、発注機関が負担する。</p> <p>3 第4条第3項の規定により対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とした場合において、当該管理技術者等が会議に出席するに当たり要した費用の負担については、前項の規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p>	<p>(開催時期及び議題)</p> <p>第5条 会議は、原則として受注者が対象工事を施工する前に開催する。</p> <p>2 会議の議題は、主として次に掲げる事項とする。なお、受注者は第2号に掲げる事項について、発注機関を通じて設計者に対し事前に伝えるものとする。</p> <p>(1) 発注機関 対象工事の事業目的、協議調整の状況、現地条件等、工事全般に関する事項</p> <p>(2) 受注者 対象工事の設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査の結果、仮設設計並びに新技術の提案等に関する事項</p> <p>(3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等の設計思想、条件等に関する事項</p> <p>3 発注機関の長は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、構成員により対象工事の現場確認を行うことができるものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。</p> <p>2 設計者が会議に出席するに当たり要した費用は、別途契約を締結のうえ、発注機関が負担する。</p> <p>3 第4条第3項の規定により対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とした場合において、当該管理技術者等が会議に出席するに当たり要した費用の負担については、前項の規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。</p>	<p>附則の追記</p>
---	---	---------------------